

## 豊中市景観重要建造物等保存助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市都市景観条例（以下「条例」という。）第32条の規定による、景観重要建造物、景観重要樹木及び都市景観形成建築物等の保存のために必要な行為に対して行う技術的援助及び助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (技術的援助)

第2条 技術的援助の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観法（以下「法」という。）第25条第1項に規定する景観重要建造物若しくは法第33条第1項に規定する景観重要樹木又は条例第28条第1項に規定する都市景観形成建築物等の管理を行う行為に対して、維持管理、修理又は外観修景に係る技術的助言
- (2) その他市長が必要と認める技術的助言

### (助成の種類等)

第3条 助成の種類、対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）及び額等については、別表のとおりとする。

### (助成の申込み)

第4条 別表に掲げる保存助成を受けようとする建造物等の所有者（権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。）は、都市景観形成助成金交付申込書（様式第1号）を助成の対象となる事業の実施前に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工事費等積算書
- (3) 現況写真
- (4) その他市長が必要と認める図書

### (助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に加え、助成の適否及び助成の金額について毎年度予算の範囲内で決定するものとする。又、市長は、助成を決定する場合において、助成の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (助成の通知)

第6条 市長は、第4条の申込みについて、前条の規定により助成を行うべきものと決定したときは、その決定の内容及び、これに条件を付した場合はその条件を当該申込み者に対し、都市景観形成助成金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により助成を行うに適しないと認めるときは、都市景観形成助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

（完了報告書の提出）

第7条 第6条第1項の助成金交付決定通知を受けた者（以下「助成対象行為者」という。）は、助成対象行為が完了した場合、直ちに助成対象行為完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 支払明細書
- (3) その他市長が必要と認める図書

3 助成対象行為者は、助成対象行為の途中において市長の指示があったときは、速やかに助成対象行為の実施状況を市長に報告しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 市長は、第7条第1項の規定による助成対象行為完了報告書を受理したときは、第6条第1項の規定による助成金交付決定通知の内容と助成対象行為完了報告の内容を照合審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、助成金の交付額を確定し、その旨を都市景観形成助成金交付確定通知書（様式第5号）により、助成対象行為者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた助成対象行為者は、速やかに都市景観形成助成金交付請求書（様式第6号）により助成金の交付を請求するものとし、市長は、請求書の提出があったときは、助成対象行為者に助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消）

第9条 市長は、前条第2項により助成金の交付を受けた助成対象行為者が次の各号に掲げる一に該当すると認めるときは、第5条の助成決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱に基づき提出された申込書等の内容が虚偽であったとき。
- (2) 助成対象行為者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 助成対象行為の実施を中止したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(建造物等の管理)

第 10 条 第 8 条第 2 項の規定により別表に掲げる保存助成を受けた建造物等の所有者は、助成対象行為により保存修景した建造物等を、助成金の交付を受けた年度から 5 年間、適正に管理しなければならない。

(助成金の返還)

第 11 条 市長は、助成金の交付を受けた助成対象行為者が第 9 条第 1 号若しくは第 2 号に該当したとき、又は第 10 条に違反したときは、当該助成金の返還を求めることができる。

(他の助成との調整)

第 12 条 この要綱に基づく助成は、他の同種の助成と重複して行わないものとする。

(その他)

第 13 条 助成金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市助成金等交付規則（昭和 57 年豊中市規則第 15 号）の定めるところによる。

第 14 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

別 表 ( 1 / 1 )

分類	助成対象と適用要件	助成の種類	助成対象行為	助成率	助成限度額
保存助成	(対象行為) 法第25条第1項に規定する景観重要建造物若しくは法第33条第1項に規定する景観重要樹木又は条例第28条第1項に規定する都市景観形成建築物等の管理を行う行為であって、次の要件を満たすもの (適用要件) 景観重要建造物若しくは景観重要樹木又は都市景観形成建築物等の外観の保存修景に必要と認めるもの	景観重要建造物保存助成	景観重要建造物保存修景に係る経費	1 / 2 以内	200万円
		景観重要樹木保存助成	景観重要樹木保存修景に係る経費		
		都市景観形成建築物保存助成	都市景観形成建築物保存修景に係る経費		
		都市景観形成工作物保存助成	都市景観形成工作物保存修景に係る経費		
		都市景観形成物件保存助成	都市景観形成物件保存修景に係る経費	—	18万円